

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年清水町条例第14号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、清水町（以下「町」という。）の中小企業の<u>育成振興及び経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため融資制度について定めることを目的とする。</u> (融資の条件) 第2条 <u>この制度による融資の条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) <u>町における中小企業の振興上必要、かつ、その事業が健全に育成されることが明らかなもの</u> (2) <u>北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付することができるもの</u> (融資の対象) 第4条 <u>融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。</u> 2 <u>前項に規定する者は、町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引続き1年以上営んでいるものとする。ただし、遊興娯楽の不急業種は対象としない。</u>	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、清水町（以下「町」という。）の中小企業の<u>育成振興および経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化をはかるため融資制度について定めることを目的とする。</u> (融資の条件) 第2条<u>この制度による融資は、町における中小企業の振興上必要かつ、その事業が健全に、育成されることが明らかなものに対してのみ実施するものとする。この場合において、北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を要するものとする。</u> (融資の対象) 第4条<u>この条例による融資の対象は、中小企業等協同組合法による事業協同組合又は企業組合若しくは常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人で町内に独立した事業所若しくは店舗を有し、同一事業を引続き1ケ年以上営んでいるもので、かつ、納期到来の町税を完納しているものとする。ただし、遊興娯楽の不急業種は対象としない。</u>

改 正 後	改 正 前
3 <u>融資対象は、前2項の規定に該当し、かつ、納期到来の町税を完納しているものとする。</u> (貸付条件) 第6条 運転資金の貸付条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>1,000万円以内</u> (2) 貸付期間 <u>10年以内（元金均等割賦償還）</u> (3) 貸付利息 <u>指定金融機関との協議のうえ別に定める。</u> (4) <u>保証料 保証協会の定める額</u> 2 設備資金の貸付条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>2,000万円以内</u> (2) 貸付期間 <u>10年以内（元金均等割賦償還）</u> (3) 貸付利息 <u>指定金融機関との協議のうえ別に定める。</u>	第2章 <u>運転資金及び設備資金</u> (貸付条件) 第6条 運転資金の貸付条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>500万円以内</u> (2) 貸付期間 <u>5年以内（元金均等割賦償還）</u> (3) 貸付利息 <u>年率10%以内</u> (4) <u>町長が、災害その他やむを得ない理由により特別に認めた場合は次の範囲内において貸付することができる。</u> ア 貸付金額 <u>1,500万円以内</u> イ 貸付期間 <u>10年以内（6ヶ月据置割賦償還）</u> ウ 貸付利息 <u>年率10%以内</u> (5) <u>担保及び保証人については、指定金融機関並びに保証協会の定めるところによる。</u> 2 設備資金の貸付条件は、次のとおりとする。 (1) 貸付金額 <u>1,500万円以内</u> (2) 貸付期間 <u>10年以内（6ヶ月据置元金均等割賦償還）</u> (3) 貸付利息 <u>年率10%以内</u>

改 正 後	改 正 前
(4) (略) (5) <u>保証料 保証協会の定める額</u> <u>(貸付特例)</u> 第7条 <u>町長が、災害及び家畜伝染病対策その他やむを得ない理由により特別に認めた場合は、前条に規定するほか運転資金及び設備資金について、次のとおり貸付することができる。</u> (1) <u>貸付金額 1,500万円以内</u> (2) <u>貸付期間 10年以内 (元金均等割賦償還)</u> (3) <u>貸付利息 指定金融機関との協議のうえ別に定める。</u> (4) <u>保証料 保証協会の定める額</u> <u>(保証料及び利息の補給)</u> 第8条 <u>借受人が指定金融機関から貸出実行された資金については、予算の範囲内において、保証料の全額及び利息の一部を町が補給するものとする。</u> <u>(融資の申込み)</u> 第9条 (略) <u>(融資の区分)</u>	(4) (略) (5) <u>抵当権並に保証人 前項第5号に準ずる。</u> <u>(保証料及び利息の一部補給)</u> 第7条 <u>借受人が指定金融機関から貸出実行された資金については、予算の範囲内において、保証料及び利息の一部を町が補給するものとする。</u> 第3章 融資の手続 <u>(融資の申込み)</u> 第8条 (略) 第4章 雑則 <u>(融資の区分)</u>

改正後	改正前
<u>第10条</u> (略) (報告) <u>第11条</u> (略) (規則への委任) <u>第12条</u> (略)	<u>第9条</u> (略) (報告) <u>第10条</u> (略) (規則への委任) <u>第11条</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町中小企業近代化資金融資条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。